

被服等貸与品支給申請及び被服等貸出申請時の注意事項

令和5年8月1日

消防団係

1 被服等貸与品支給申請書及び被服等貸出申請書

① 被服等貸与品支給申請書(活動服等)

被服等貸与品支給申請書(活動服等)は、各級団員(男女共通)の活動服・長靴等の申請時に使用してください。

② 被服等貸与品支給申請書(制服等)

被服等貸与品支給申請書(制服等)は、副分団長以上の制服等の申請時に使用してください。

③ 被服等貸出申請書(女性団員用)

被服等貸出申請書(女性団員用)は、女性団員の冬制服等の貸出し時に使用してください。

※ 行事等で必要な時に冬制服及び付属品(ネクタイ、階級章、ワッペン)、制帽、バッグの貸出しの申請になります。申請時のサイズの記入については、別紙の女性団員サイズ表を参考にしてください。

2 活動服・制服等の付属品(階級章・肩章・ワッペン等)は、申請があった場合のみ配布しますので、必ず必要数を記入してください。(新入団員の被服等の申請時も同様です。)

3 保安帽のシールについて

① 昇任、新入団、破損等で保安帽(ヘルメット)を申請した時には、分団名のシールも添付します。

② 副分団長以上に昇任された方は各階級により保安帽の赤線(階級表示)が変わりますので、新階級での保安帽の申請が必要です。(副分団長、分団長→副団長→団長)

4 複数の新入団員がいる場合の申請について

① 男性団員の被服等貸与品支給申請は、人数分の一括記入、個人ごとの記入(人数分の申請書)のどちらの申請でも結構です。

② 女性団員の被服等支給・貸出申請も、人数分の一括記入、個人ごとの記入(人数分の申請書)のどちらの申請でも結構です。

5 その他

① 活動服の付属品である、階級章・肩章は原則(老朽化、破損しているもの以外)返却をお願いします。新任の方に直接、手渡していただいても結構です。

② 冬、夏制服等を返納する場合、クリーニングをして袋入りの状態で返納するようお願いします。

